

回覧

子どものインフルエンザ



予防接種費用を助成します！

(令和4年度から助成対象となる範囲が拡大しました。)

乳幼児期は病原体に対する抵抗力が弱く、インフルエンザの罹患率が高いため、処置が遅れるとさまざまな合併症や重症化を招く恐れがあります。

留寿都村では、乳幼児を含む子どもをインフルエンザのまん延や重症化から守り、保護者の方々の負担軽減を図るため、インフルエンザ予防接種にかかる費用を助成します。

接種対象者	留寿都村に住所を有する生後6か月から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子
接種医療機関	留寿都診療所
接種期間	令和5年10月24日(火)から令和5年12月22日(金)まで ※ 流行の状況によっては、ワクチンの入手が困難になる場合がありますので、 <u>11月24日(金)まで</u> に1回目の接種を完了させましょう。 接種期間は変更になる可能性があります。
助成の対象となる接種	<u>留寿都診療所で接種したインフルエンザ予防接種のうち</u> <u>① 生後6か月から満13歳未満の子ども 2回まで</u> <u>② 満13歳以上から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども 1回まで</u> <u>の接種が対象です。</u> (13歳未満の子どもは2回の接種で効果があると言われています。) やむを得ない理由(※)により、他の医療機関で予防接種を受けられる場合は、事前に役場保健医療課(46-3131)へご相談ください。 ※ やむを得ない理由とは・・・ ① 病気により医学的管理を要する子どもであり、留寿都診療所以外のかかりつけ医で予防接種を受けることが望ましい場合 ② 病気等の理由により村外に入院又は入所しており、留寿都診療所で予防接種を受けることが困難な場合 ③ 保護者の出産、妊娠、疾病、帰省等の理由により、留寿都診療所で予防接種を受けることが困難な場合 ④ ①から③のほか、留寿都診療所において予防接種を受けることが困難であると村長が認めた場合
助成の金額	3歳未満 (1回目:2,200円、2回目:1,390円) 3,590円 3歳~12歳 (1回目:2,970円、2回目:2,160円) 5,130円 13歳~18歳 (1回目:2,970円) 2,970円
申請の方法	接種時に留寿都診療所の窓口にて「インフルエンザ予防接種費助成金交付申請書」に必要事項を記入し申請をしていただきます。

【お問合せ先】 留寿都村役場 保健医療課 保健医療係 電話 46-3131

発出：令和5年10月5日